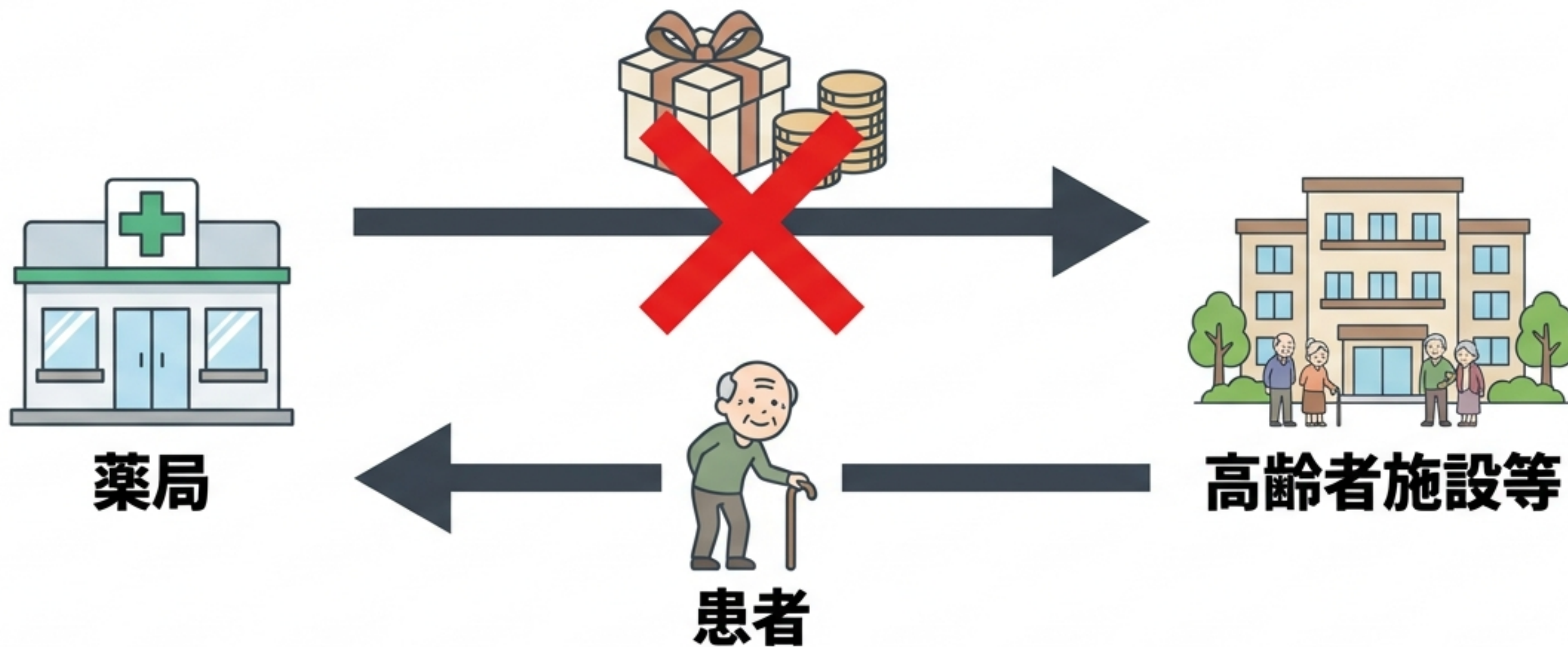


# 薬局から高齢者施設等への 「経済上の利益の提供」に関するルール

## 利益供与による患者誘引の禁止について



# なぜこのルールがあるのか？（患者誘引の禁止）



- 薬局が施設に対して「見返り」を提供することは禁止されています。
- 患者の紹介を条件とした金品等のやり取りは、不適切な誘引にあたります。

# 原則：「経済上の利益」の提供は禁止



**患者を紹介する対価として、高齢者施設等へ「経済上の利益」を提供してはなりません。**

# 「経済上の利益」とは何か？

現金だけでなく、以下のような行為も含まれます：



**1: 金銭の供与**



**2: 物品の無償・  
安価な提供**



**3: サービスの  
無償・安価な貸与**

※服薬管理指導業務と明らかに無関係なものが対象です。

# 新たに明確化された「NG」な提供物



**高齢者施設等に備え付ける什器  
(配薬カートや調剤棚など)**



**施設が利用するシステム  
(配薬支援システムや  
入居者の見守りシステムなど)**

**これらを薬局が新たに費用負担することは禁止事項に該当します。**

# 例外：薬剤師が必要と判断した場合は「OK」



患者個別に用意する  
物品の手配は、利益提  
供にはあたりません。

- ・服薬カレンダー
- ・服薬ボックス など

**条件：薬局の薬剤師が「服薬管理指導業務の一環として必要」と判断した場合に限る。**

# 既存の負担に関する「猶予期間」について

すでに継続的に費用負担を行っている行為については...

までの間に限り、  
例外として認められます。

令和8年  
6月23日

猶予期間

令和9年  
5月31日

猶予期間内に、現在の契約や負担の見直しを行ってください。

# まとめ：提供できるもの・できないもの

## × NG（薬局の負担不可）

- ・ 配薬カート・調剤棚  
（施設備え付け）
- ・ 配薬支援システム
- ・ 入居者の  
見守りシステム



## ○ OK（薬局の負担可能）

- ・ 服薬カレンダー  
（患者個別）
- ・ 服薬ボックス  
（患者個別）



※薬剤師が必要と判断した場合のみ

施設の運営を支援する目的の提供はNG。患者個人の服薬管理を目的とする提供はOK。